平成２３年（フ）第６４４号
高知県香美市土佐山田町1975番地３
債務者　山本　竜也
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６７８号
高知市潮見台２丁目2620番地
債務者　玉木　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７０号
高知市宮前町82番地　ヒルサイド小高坂201
債務者　吉田　　恵
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７８号
高知市潮見台３丁目1701番地
債務者　小笠原景万
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８８号
高知市鴨部921番地５　第５つくもコーポ417号室
債務者　宮地　恵美
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９１号
高知市朝倉南町５番11号　カーサアベニュー102号
債務者　岡村真千子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４号
福岡県嘉麻市西郷921番地１
債務者　鏡　　敬之
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１５号
福岡県嘉麻市西郷921番地１
債務者　鏡　　利枝
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第５７号
富山市奥田町11番15―101号　奥田第３
債務者　萩原美起子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６５号
富山市緑町２丁目２番10―104号　リットコーポラス32
債務者　竹島　睦浩
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７号
富山市田畠183番地40
債務者　井波純一郎
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７７号
富山市湊入船町４番４号
債務者　久世　幸広
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７８号
青森県弘前市大字長坂町25番地１
債務者　伊藤　和夫
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
青森県弘前市大字長坂町25番地１
債務者　伊藤　典子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
山口県周南市瀬戸見町10番１―103号
債務者　山田　容子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第２６号
山口県光市室積中央町11番27号
債務者　島原恵美子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第３１号
山口県周南市福川１丁目９番38号、前住所山口県周南市大字下上1006番地の６
債務者　福田　智子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第８号
長崎県島原市津町527番地１、前住所長崎県南島原市有家町石田353番地４
債務者　草野　秀信
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係